

政府の教育勅語使用容認答弁に関する声明 (2017年6月22日更新)

政府は、第193回国会での本会議や委員会での審議や答弁書において、「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)には普遍的な価値が含まれており、日本国憲法及び教育基本法等に反しないかぎり教材として使用できる旨の答弁を繰り返しました。そのなかには、朝礼での教育勅語の朗読や暗唱・唱和さえ一概には否定しない旨の答弁もありました。

一連の政府答弁は、戦前・戦中において教育勅語が日本の教育と社会にもたらした負の歴史を無視し、戦後国会が教育勅語を排除・失効確認した事実をも軽んじるものです。私たちは教育学を研究する者として、また大学等で教壇に立つ者として、これを容認することはできません。

教育勅語は、戦前・戦中に君主たる天皇が「臣民」に対して国体史観に基づく道徳を押しつけ、天皇と国家のために命を投げ出すことを命じた文書です。天皇は現人神であり、日本は神国であるという観念の下、教育勅語は、誰もが抱く家族や同胞への愛情や世の中で役立つ人間になりたいという気持ちを絡め取りつつ、国民を排外主義的・軍国主義的愛国心に導くことに使われました。このため、教育勅語は国民主権・基本的人権尊重・平和主義を基本理念とする日本国憲法とはまったく相容れないものであり、今日では歴史的資料としてしか存在することが許されないものです。

日本国憲法公布前の1946年10月8日、旧文部省が教育勅語を唯一の理念(「淵源」)とする教育を否定する旨の通牒を発したため、一時は唯一の理念としないかぎり教育勅語に基づく教育も可能だとの理解がありました。そこで、日本国憲法施行後の1948年6月19日、衆議院の教育勅語排除決議及び参議院の失効確認決議により、国会は国権の最高機関として学校教育から教育勅語を完全に排除するとの意思を示しました。文部省はこれらを受けて、同年6月25日、1946年通牒による教育勅語の取扱いを変更し、戦前・戦中に学校に配られた教育勅語をすべて返還するよう通知しました。このようにして、教育勅語は70年も前に、日本国憲法及び教育基本法に反するものとして学校教育から完全に排除されたのです。

したがって、教育勅語は、戦前・戦中における教育と社会の問題点を考えるための歴史的資料として批判的にしか使用できないものであり、普遍的価値を含むものとして教育勅語を肯定的に扱う余地はまったくありません。

ところが、政府は、教育勅語を教育の唯一の理念とすることは否定されたとしつつも、教育勅語には普遍的な価値が含まれており、日本国憲法及び教育基本法に反しないかぎり肯定的に扱うことも容認される旨の答弁を繰り返しました。その一方、どういう使い方が日本国憲法に反するののかとの質疑には答弁を忌避し、学校・設置者・所轄庁の判断に委ねるとの答弁に終始しました。これは国会軽視であるだけでなく、戦前・戦中のような教育勅語の使用を容認または助長しかねないものです。

私たちは政府に対して、第193回国会における教育勅語の使用容認答弁を撤回し、戦前・戦中における教育と社会の問題点を批判的に考えるための歴史的資料として用いる場合を除き、教育勅語の使用禁止をあらためて確認するよう求めます。また、教師、学校、教育委員会には、第193回国会における政府の教育勅語使用容認答弁に惑わされることなく、普遍的価値を含むものとして教育勅語を肯定的に扱う余地はまったくないことをご理解いただくよう求めます。 2017年6月16日



日本教育学会会長 広田照幸
 関東教育学会会長 関川悦雄
 教育史学会代表理事 米田俊彦
 教育目標・評価学会代表理事 木村元・鋒山泰弘
 子どもと自然学会会長 生源寺孝浩
 大学評価学会代表理事 植田健男・重本直利
 中部教育学会会長 吉川卓治
 日本音楽教育学会会長 小川容子
 日本学習社会学会会長 佐藤晴雄
 日本家庭科教育学会会長 伊藤葉子

日本キリスト教教育学会会長 町田健一
 日本社会教育学会会長 長澤成次
 日本生活指導学会代表理事(教育学)折出健二
 日本体育学会会長 深代千之
 日本美術教育学会会長 神林恒道
 日本福祉教育・ボランティア学習学会会長 原田正樹
 幼児教育史学会会長 太田素子
 日本教育制度学会会長 清水一彦
 日本教師教育学会会長(理事長) 三石初雄
 教育史学会は別途独自に声明を公表しています。

教育十七学会会長が声明 教育勅語使用に反対

教育学研究者による17の学会が左のような声明を出されましたので、紹介します。

籠池さんの声明も紹介します

父親に替わって、籠池町波(ちなみ)氏が森友学園の新理事長になった時の声明文も紹介します。2つの声明を読むと、今の教育をゆがめている者の正体が見えてきます。

今の教基法ではなく 前の教基法を念頭に

(お詫びの言葉の後に)「愛国教育」、「国粋主義」と捉えられ、具体的には「教育勅語を暗唱させる幼稚園」、「自衛隊行事に参加する幼稚園」とのご指摘を受け、社会問題化するに至りました。これは平成18年に改正された際に新たに設定された「我が国と郷土を愛する態度を養う」との教育目標を、幼児教育の現場で生かそうとした前理事長の努力と工夫の結果であると理解しております。しかしながら今般、新年度より新体制にて再出されるにあたり、平成18年改正の教育基本法に基づき前理事長の教育理念と方針及び指導法を批判的に総括し、「幼児教育は、生涯にわたる人格形成

成の基礎を培う重要なものである」との基本的な認識に立ち返り、我々の教育内容を再検討いたしました。

その結果、なによりも生命と人権の尊重を基本におき、その上で幼児の健全やかな成長のために、過度の知育偏重とならない、特定の思想、信条に拘束されない、そして幼児に対しても、健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養いつつ、身体諸機能の調和的発達を図るという、文科省幼稚園教育要領に明示された幼稚園教育の原点に立ち返ることが必要であるとの結論に達しました。今後は、教育基本法が昭和22年に制定された際に示された「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなればならない」との指針を常に念頭に置きつつ、内容・カリキュラムを柔軟に見直して参ります。(後略)



「戦争法」を廃止させよう。子どもたちや自衛隊員を戦場に送るな。